

## 「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(熊本県指定 第 4373200551 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	9

### 1. 事業者

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人姫戸福祉会                   |
| (2) 法人所在地 | 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055 番地 106 |
| (3) 電話番号  | 0969-58-3611                  |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 竹中研治                      |
| (5) 設立年月  | 平成4年9月29日                     |

### 2. 事業所の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所・平成12年3月9日指定<br>熊本県 4373200551 号        |
| (2) 事業の目的  | 指定訪問介護は、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが |

できるように支援することを目的として、ご契約者に指定訪問介護サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 姫戸町ホームヘルプステーション翔洋苑  
・平成12年3月9日指定 熊本県 4373200551号
- (4) 事業所の所在地 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055番地 106
- (5) 電話番号 0969-58-3633  
(在宅介護支援センター兼用)
- (6) 事業所長(管理者)氏名 山下 勝一
- (7) 当事業所の運営方針\*
- ・利用者・家族の信頼を得るため、職員の専門性の向上と人間性の研磨に努める。
  - ・利用者の人権とプライバシーを守り、在宅生活の継続を支えるため、ケアプランに沿った訪問介護計画を作成し、質の高い訪問介護サービスの提供を目指す。
  - ・サービスの質の均等化を図るため、職員間の情報交換やサービスのマニュアル化を進める。
  - ・利用者の安全確保のため、リスクマネジメント(訪問介護部会)を定期的に開催し、災害予防・対策等を含めた安全衛生総合管理体制を構築する。

(8) 開設年月 平成9年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護老人福祉施設]	平成12年4月1日指定	熊本県 4373200411号	定員 50名
[短期入所生活介護]	平成12年4月1日指定	熊本県 4373201047号	定員 10名
[居宅介護支援事業]	平成11年9月1日指定	熊本県 4373200056号	
[通所介護]	平成12年4月1日指定	熊本県 4373200767号	定員 30名
[配食サービス]			

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 姫戸町・龍ヶ岳町・松島町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
受付時間	年中無休(24時間可能)
サービス提供時間帯	7時から19時

#### 4. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1		0.2	1名	
2. サービス提供責任者	1		1	1名	
3. 訪問介護員	2	1	2.6	2.5名	
(1) 介護福祉士	2		2		
(2) 訪問介護養成研修 1 級 （ヘルパー1 級）課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修 2 級 （ヘルパー2 級）課程修了者		1	0.6		
(4) 訪問介護養成研修 3 級 （ヘルパー3 級）課程修了者					

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の訪問介護員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間=1 名）となります。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

#### <サービスの概要と利用料金>

- |                                       |
|---------------------------------------|
| ○身体介護<br>入浴・排せつ・食事等の介護を行います。          |
| ○生活援助<br>調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をいたします。 |

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

#### ① 身体介護

- 入浴介助

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

- 排せつ介助 …排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 …食事の介助を行います。
- 体位変換 …体位の変換を行います。
- 通院介助 …通院の介助を行います。
- 

② 生活援助

- 調理
  - …ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯
  - …ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除
  - …ご契約者の居室の掃除を行います。
  - （ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 買い物
  - …ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
  - （預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (587単位に30分 増す毎に)
身体 介護	1. 利用料金	1,710円	2,550円	4,040円	830円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1,539円	2,295円	3,636円	747円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	171円	255円	404円	83円
生活 援助	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上		
	4. 利用料金	1,910円	2,360円		
	5. うち、介護保険から 給付される金額	1,720円	2,124円		
	6. サービス利用に係る 自己負担額（4－5）	191円	236円		

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6 時から 8 時まで）：25%
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

\* 2 人の訪問看護員でサービスを行う場合（例）

- ・ 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆その他加算料金について

- ・ 初回訪問時加算
  - ・ 初回月に利用者様負担額 200 円が上乗せされます。
- ・ 緊急時訪問介護加算
  - ・ 1 回の要請につき、利用者様負担額 100 円が上乗せされます。
- ・ 中山間地域小規模事業所加算
  - ・ 月の利用料金の 10%が上乗せされます。
- ・ 特定事業所加算
  - ・ 月の利用料金に 10%が上乗せされます。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

\* 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1,710円	2,550円	4,040円	830円

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	1,910円	2,360円

☆その他加算料金について

- ・初回加算 200単位 利用者様負担額、初回月のみ 200円  
新規に訪問介護計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に適用されます。
- ・緊急時訪問介護加算 1回の要請につき、利用者様負担額 100円  
利用者様やご家族等様からの要請を受けて、サービス提供者がケアマネジャーと連携をはかり、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に適用されます。
- ・中山間地域小規模事業所加算 月の利用料金の10%が上乗せされます。
- ・処遇改善加算Ⅰ 利用料+中山間地域小規模事業所加算の4%が上乗せされます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆訪問介護養成研修3級課程修了者による介護サービスについては、表の利用料金の5%が割り引かれます。

②その他のサービス

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービスに同じ

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

\* 自動車を使用した場合の交通費は、1kmにつき20円と致します。

又、実費負担額を変更する場合は原則としてその2ヶ月前までにご説明致します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 現金による支払

イ. 下記指定口座への振り込み

肥後銀行 松島支店 普通預金 1149441

あまくさ農協 姫戸支所 普通預金 3062074

口座名：翔洋苑デイサービスセンター 所長 山下勝一

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：郵便局、あまくさ農協、

なお、この場合手数料は不要です。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

- ⑤契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動  
 ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出下さい。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より2年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要なコピー料等の諸費用は、利用者の負担となります。）

8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 サービス提供責任者 大塚 優子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：15～17：15

○電話番号 0969-58-3633

(2) 行政機関その他苦情受付機関

上天草市介護保険課	所在地 上天草市松島町合津 7915 番地 1 電話番号・FAX 0969-56-1111 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市健軍2丁目4番10号 熊本県町村自治会館 電話番号・FAX 096-214-1101 受付時間 8：30～17：00
熊本県社会福祉協議会	所在地 熊本市南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター内 電話番号・FAX 096-322-8440 受付時間 8：30～17：00

平成 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

姫戸町ホームヘルプステーション翔洋苑

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所 上天草市 氏名 印

代筆者氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。